



社労士のつぶやき 53 ダブルワークについて

皆さんの会社でも、就業規則などでダブルワーク（副業）を禁止したり制限したりしていると思いますが、これは自社での業務に専念してもらい、特に同業他社での兼業はノウハウが漏れたり守秘義務が守れなかったりするため、会社側としては社員の行為として最も嫌うものです。

しかしながら、副業は公務員については「公私混同」が生じやすいため禁止されているのですが、民間企業などでは労働法で禁止されているわけではありません。「主婦のアルバイトの掛け持ち」を想像してもらったら理解は早いと思います。会社はフルタイムで勤務し、残業も当然の正社員に対してのみ、就業規則で禁止したり制限したりしているのが実態でしょう。

総選挙のため延期が確実にになった「働き方改革」ですが、専門家のメンバーらが約半年かけて定期的集まり、17年3月に議論をまとめて政府に提出しました。遅かれ早かれ国会に上程される流れです。残業制限や同一労働同一賃金が主な内容ですが、副業も議論されています。が、法で禁止されていないのでスムーズな審議で「法で禁止されていないのに、企業が制限するのは良くない」「これからは柔軟な働き方が求められる。副業から新規事業が生まれやすく、外部のアイデアを活かして企業側にもメリットがある」といった「前向き」な意見が大半を占めました。新聞では、昼はOL、空いた時間でヨガのインストラクターや、ネット通販で稼ぐ主婦などが紹介され、「パラレルキャリア」と呼ばれています。しかし、これは当然ながら長時間労働を招きます。身体を休め、家族と過ごすはずの週末も働けという意味です。そして残業規制が議論されているはずなのに、残業も増えるのです。

今、過労死が大きな問題になっていますが、これは長時間労働が前提となっている電通やNHK、飲食や運送などのサービス業、そして管理職正社員の話です。他の労働者は、そこそこ残業があるものの、「月100時間以上の残業」が常態化しているわけではありません。フツートのパートの主婦がそんなに残業していないこと思い起こせばいいでしょう。

政府が副業を積極的に推進し、今後「残業は年720時間まで」という規制法が通った場合、人手不足の企業は、ある労働者がA社で年360時間残業しても、あと360時間残っているからこっちで副業してもらっても合法だ、と考えるでしょう。皮肉にも残業規制が全体の残業を増やすことになるかもしれないのです。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2017年10月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	121円
ハイオク	131円
軽油	101円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	129円
ハイオク	139円
軽油	107円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOSウイング)
レギュラー	119.9~121.9円	119.9~121.9円	119.9~121.9円
ハイオク	129.8~131.8円	129.8~131.8円	129.8~131.8円
軽油	100.6~102.6円	100.6~102.6円	100.6~102.6円

【価格は税抜】